

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間等(法)

さきたま緑道・花の里緑道

指定管理者：街活性室・三島造園共同事業体

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間等

### この資料の利用上の御注意

この資料は、街活性室・三島造園共同事業体(以下「当事業体」と略称します。)で所管している申請に対する処分(以下「許認可等」と略称します)に係る審査基準及び標準処理期間等を、行政手続法第5条第3項及び第6条の規定により公にするもので、法令名の五十音順、処分の根拠条項順に登載しています(適用除外処分については登載していません。)

この資料をご覧になる場合には、次のような点に御注意ください。

なお、御不明の点は、担当の職員におたずねください。

#### 1 関連する法令の規定及び解釈文書等

許認可等に関する法令の趣旨を明らかにするもので、関連する法令の規定には、根拠条項以外に当該許認可の要件等に関する法令の規定がある場合にその規定を記載しています。

また、解釈文書等には、根拠条項又は関連する法令の規定についての解釈に関する文書等(条文解釈等)がある場合に、その文書等の名称を記載しています。

#### 2 審査基準

審査基準とは、行政庁が許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準のことで、各行政庁が定めることとされています。

ただし、次のような場合には、審査基準は設定できませんので、「設定できません。

(理由:①)」のように表示しています。

① 法令の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされている場合

② 許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められる場合

③ 処分の先例がないか、稀であるもの又は当面申請が見込まれないものであって、法令の定め以上に具体化することが困難な場合

また、行政上特別の支障があり、公益上の観点から審査基準を公にできない場合がありますが、この場合には「公にできません。(理由:.....)」と表示しています。

#### 3 標準処理期間

(1) 標準処理期間とは、申請が行政庁の事務所に到達してから処分をするまでに通常要

すべき標準的な、目安となる期間のことですので、申請の内容や申請の混み具合などによって、実際の処理期間がこれを超えることがあります。

(2) 出先機関などを経由する場合や市町村などと協議する必要がある場合には、それぞれ経由機関と経由期間、協議機関と協議期間を示しています。協議期間が全く予測できない場合には、「(〇〇との協議に要する期間を除く。)」のように表示しています。

(3) 次のような期間は処理期間に算入されませんので、御注意ください。

① 申請を補正するために要する期間

② 行政庁又は経由機関の執務が行われない県の休日(日曜日・土曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び12月29日から1月3日まで)(例えば、標準処理期間が10日の場合で途中で土曜日・日曜日が2回入るときは、標準処理期間の末日は、暦の上では申請の日から14日後となります。)

③ 申請の途中で申請者が申請内容を変更するための期間

④ 審査のために必要なデータを追加するための期間

(4) 許認可等の性質上、行政庁の責めに属さない事情により審査に要する期間が変動する場合など、標準処理期間を設定することができないものは、「設定できません。(理由:.....)」と表示しています。

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間等(1)

### 1 許認可等の内容

都市公園における行為の許可

### 2 根拠法令・条項

埼玉県都市公園条例(昭和36年埼玉県条例第38号)第9条第1項

### 3 整理番号

ウ 36-38-9 条1項-20180401

### 4 関連する法令の規定及び解釈文書等

埼玉県都市公園に関する規則(昭和37年埼玉県規則第8号)第3条

### 5 審査基準 (1)~(6) 共通

行為の許可を受けようとする者が次のいずれかの基準に該当するときは、行為を許可することはできない。

ア 施設、設備又は物品を損傷するおそれがあると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

ウ 衛生上支障があるとき。

#### (1) 物品の販売、興行等

アの基準に該当するとき又はイからエのすべての基準に該当するときは、許可することができる。

ア 当事業体が、協定書に基づいて行うもの。

イ 物品の販売、興行その他の営業行為の対象となる物品、サービス等は、公序良俗に反し、公園の品位を汚すものでないこと。

ウ 単独で行う物品の販売行為は原則として認めない。物品の販売は、設置許可又は管理許可により認められた便益施設で対応する。ただし、リサイクル運動等の公益に資する販売行為については、公園の性格、当該行為の規模、公園利用者の利便等を考慮し、許可することができる。

エ 「競技会、集会、展示会、博覧会等」に伴うものについては、販売行為が当該催しに必要不可欠であり、かつ、当該催しの主催者から申請されたもののみ許可することができる。この場合、販売等及び競技会等双方の許可を必要とする。

(2) 募金、署名運動等

次のいずれかの基準に該当するときは、許可することができる。

ア 募金は、公共公益的目的で行われること。

イ 署名運動その他これらに類する行為は、公共公益的目的で行われ、かつ、(4)の催しに伴うものに限る。

(3) 業としての写真又は映画等の撮影

次のいずれかの基準に該当するときは、許可することができる。

ア 公序良俗に反し、公園の品位を汚す撮影でないこと。

イ 撮影場所に公園管理上及び公園利用上の支障がないこと  
(撮影機器等の設置場所を含む。)

ウ 業とは、「撮影を職業として行う。」、「撮影を営利目的で行う。」等の場合をいう。

(4) 競技会、集会、展示会、博覧会等

アの基準に該当するとき又はイ及びウの基準に該当するときは、許可することができる。

ア 当事業体が、協定書に基づいて行うもの。

イ 公序良俗に反し、公園の品位を汚すものでないこと。

ウ 内容が公園利用者の休息、観賞、運動、知識、レクリエーション等の用に供すること。

(5) 花火、キャンプファイヤー等の火気

次の基準に該当するときは、許可することができる。

ア 競技会等での打ち上げ花火、博覧会等での物品販売に伴う火気使用、地域の伝統行事(例、さきたま火祭り)等、他の行為に伴って必要不可欠なものは許可することができる。

イ 火気とは、花火、キャンプファイヤーという例示から、火気の使用そのものを目的とする行為とする。

(6) はり紙、はり札その他の広告物の表示

次の基準に該当するときは、許可することができる。

ア 原則として屋内(有料公園施設内)に限り許可することができる。

イ 屋外の場合は、屋外広告物法令に適合するものであること。

ウ 上記(1)から(5)に掲げる行為に付随して、のぼり旗等を公園内に掲げる場合は、別途、広告物の表示に係る許可も必要とする。

## 6 標準処理期間

(1) 興行の行為の許可 5日 (2) 興行以外の行為の許可 3日

## 7 許認可等を行う権限を有する行政庁

大宮公園事務所長、営繕・公園事務所長

## 8 担当機関(申請先)

街活性室・三島造園共同事業体

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間等(2)

### 1 許認可等の内容

都市公園における行為の変更の許可

### 2 根拠法令・条項

埼玉県都市公園条例(昭和36年埼玉県条例第38号)第9条第1項

### 3 整理番号

ウ 36-38-9 条 1 項-20180401

### 4 関連する法令の規定及び解釈文書等

埼玉県都市公園に関する規則(昭和37年埼玉県規則第8号)第3条

### 5 審査基準

- (1) 第9条第1項の審査基準に適合すること。
- (2) 変更の理由が、必要かつやむを得ないものであること。

### 6 標準処理期間

- (1) 興行の行為の変更の許可 5日
- (2) 興行以外の行為の変更の許可 3日

### 7 許認可等を行う権限を有する行政庁

大宮公園事務所長、宮繕・公園事務所長

### 8 担当機関(申請先)

街活性室・三島造園共同事業体

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間等(3)

### 1 許認可等の内容

公園施設の利用の許可

### 2 根拠法令・条項

埼玉県都市公園条例(昭和36年埼玉県条例第38号)第10条第1項

### 3 整理番号

ウ 36-38-10 条-20180401

### 4 関連する法令の規定及び解釈文書等

埼玉県都市公園に関する規則(昭和37年埼玉県規則第8号)第5条

### 5 審査基準

利用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可することはできない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、設備又は物品を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 他の利用者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 衛生上支障があるとき。
- (6) その他管理上支障があると認められるとき。

### 6 標準処理期間

3日

### 7 許認可等を行う権限を有する行政庁

大宮公園事務所長、宮繕・公園事務所長

### 8 担当機関(申請先)

街活性室・三島造園共同事業体



## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間等(4)

### 1 許認可等の内容

使用料の還付

### 2 根拠法令・条項

埼玉県都市公園条例(昭和36年埼玉県条例第38号)第19条

### 3 整理番号

ウ 36-38-19 条-20180401

### 4 関連する法令の規定及び解釈文書等

埼玉県都市公園に関する規則(昭和37年埼玉県規則第8号)第9条の2

### 5 審査基準

設定できません。(理由:①)

### 6 標準処理期間

3日

### 7 許認可等を行う権限を有する行政庁

大宮公園事務所長、宮繕・公園事務所長

### 8 担当機関(申請先)

街活性室・三島造園共同事業体

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間等(5)

### 1 許認可等の内容

使用料の減額又は免除を認めること

### 2 根拠法令・条項

埼玉県都市公園条例(昭和36年条例第38号)第18条

### 3 整理番号

ウ 36-38-18 条-20180401

### 4 関連する法令の規定及び解釈文書等

都市公園法第2条第2項、第5条各項、第6条各項、第7条、第8条 都市公園法施行令第5条各項、第8条各項、第12条、第14条から第17条まで 都市公園法施行規則第1条、第1条の2、第5条の3、第6条から第8条まで 埼玉県都市公園条例第2条各項、第9条各項、第10条、第11条 埼玉県都市公園に関する規則(昭和36年埼玉県条例第38号)第9条 平成14年3月28日都公第2064号

### 5 審査基準

条例18条で規定する「特別の必要があると認めるとき」とは、次の各区分に申請者が該当する場合をいう。この場合において、原則として使用料を減額又は免除できる。

ア 公園施設を設置又は管理する場合

- (ア) 国又は地方公共団体が公園施設を設置又は管理するとき。
- (イ) 当事業体が県と協議し、公園施設を設置するとき。(指定期間のみ)
- (ウ) この基準の施行の際、現に設置・管理許可を受けている者が、継続して設置・管理するとき。
- (エ) 水面に公園施設を設置するとき。
- (オ) 都市公園の機能を増進するものとして県の要請により、公園施設を設置又は管理するとき。

イ 都市公園を占有する場合

- (ア) 国又は地方公共団体が占有物件を設けるとき。
- (イ) 都市公園の機能を増進するものとして県の要請により、公益事業等(電気、ガス、水道等公衆の日常生活に不可欠な役務等を提供する事業)を行う者が占有物件を設けるとき。
- (ウ) 都市公園の機能を増進するものとして、当事業体が占有物件を設けるとき。(指定期間のみ)

- (エ) 公園に関する工事に係り、足場や資材を置くために占用するとき。
- (オ) 次項ウ各号に該当する催しのため占用物件を設けるとき。
- (カ) 都市公園法施行規則第5条の3の各号にいう発電施設を設けるとき。

ウ 条例第9条第1項各号に掲げる行為をする場合

- (ア) 国又は地方公共団体が主催する事業等に使用するとき。
- (イ) 国又は地方公共団体が共催する事業等に使用するとき。
- (ウ) 県が後援する事業等において使用するときにおいて、当該公園の活性化に特に資するものと認められるとき。
- (エ) 当事業体が協定に基づき使用するとき。

エ 条例第10条第1項に規定する公園施設を使用する場合

- (ア) 国又は地方公共団体が主催する事業等に使用するとき。
- (イ) 国又は地方公共団体が共催する事業等に使用するとき。
- (ウ) 当事業体が協定に基づき使用するとき。

オ 「災害その他の特別な事由」がある場合 次の(ア)から(ウ)までのすべてを満たす場合

- (ア) 埼玉県都市公園に関する規則(昭和37年埼玉県規則第8号)第7条第2項の規定により、使用料を分割して納付している者が使用料納期限前に申請すること。
- (イ) 相当期間(「減額」においては概ね1月以上、「免除」においては概ね3月以上)にわたり、施設の全部又は一部の使用が不可能であると客観的に見込まれること。
- (ウ) 申請者の責めに帰すべき事由により当該施設が使用不可能となったものでないこと。

## 7 標準処理期間

4日(関係機関との協議を要する場合は、その期間を除く。)

## 8 標準処理期間設定の経緯

新規設定:平成14年3月29日備付け

## 9 許認可等を行う権限を有する行政庁

大宮公園事務所長、宮繕・公園事務所長

## 10 担当機関(申請先)

街活性室・三島造園共同事業体

(参考)標準処理期間の積算について

申請書・添付書類の形式審査 1 日 現地調査 1 日 処分案作成、起案 1 日 決裁、送付  
(交付) 1 日

計 4 日